

○国土交通省告示第六百八十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の表二の項中「、「仙台市」」及び「、「秋田交通圏」」を削り、同表の九の項中「、「熊本交通圏」」を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（特定地域）

第四条 法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
一 東北運輸局長	「仙台市」及び「秋田交通圏」	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで
二 九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。